

告 示

埼玉県告示第八十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和八年度の予算の執行に係るものから適用し、令和七年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

別表第一第五項第一号イ(1)を削り、同号イ(2)中「建設工事等に係る委託料」を「委託料（建設工事に係る設計、調査及び監理、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理並びに測量に係るものに限る。）」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「及び(2)」を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号口及び同項第三号中「から(3)まで」を「及び(2)」に改める。